

改正

平成19年3月30日規則第24号

鹿角市消防団員服制規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第23条第2項の規定に基づき、消防団員の服制について定めるものとする。

(服制)

第2条 団員の服制は、消防団員服制（昭和25年国家公安委員会告示第1号）規準の定めるところによる。

(補則)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この規則施行の際、現に実施されている消防団員の服制については、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿角市消防団員服制規則の規定は、平成18年6月14日から適用する。